

総務地域連携常任委員会
所管事項説明資料

令和元年5月24日

総 務 部

目 次

| | | |
|---|------------------------|-------|
| 1 | 組織の概要 | 1 |
| 2 | 令和元年度当初予算の概要 | 5 |
| 3 | 事務事業の概要 | 11 |
| 4 | 所管事項 | 21 |
| | (1) コンプライアンスの推進について | 23 |
| | (2) 三重県行財政改革取組について | 27、別冊 |
| | (3) ワーク・ライフ・マネジメントについて | 29 |
| | (4) 職員の人材育成について | 33 |
| | (5) 職員の健康管理について | 35 |
| | (6) 三重県財政の現状について | 別冊 |
| | (7) 県税収入について | 39 |
| | (8) 県税未収金対策について | 41 |
| | (9) 税外の未収金対策について | 45 |
| | (10) 県有財産の利活用・保全について | 47 |

〔別冊〕

- 平成 30 年度「第二次三重県行財政改革取組」具体的取組 年度実績（確定版）
- 「三重の財政（令和元年 第 1 回）」

1 組織の概要

総務部の組織概要

総務部長 (1)

※ () 内は職員数

| | |
|------|------|
| 本庁 | 192人 |
| 地域機関 | 189人 |
| 計 | 381人 |

副部長(行政運営担当)
兼コンプライアンス総括監 (1)

コンプライアンス・労使
協働推進監 (1)
企 画 調 整 監 (1)

総 務 課 (11)

企画総務班 ○部内の企画調整、議会対応、広聴広報、危機管理、
予算・決算・経理、栄典・表彰、包括外部監査
組織運営班 ○行政組織、職員定数、民間活力（指定管理者制度、
PFI等）

行財政改革推進課 (8)

行財政改革班 ○行財政改革取組、みえ成果向上サイクル、外郭団
体等、公益認定等審議会
コンプライアンス・ ○コンプライアンスの推進、内部統制、懲戒、部内
内部統制推進班 の人権施策

法 務 ・ 文 書 課 (12)

法令・文書班 ○法令審査、県公報、文書収発、高速コピー
訟務班 ○訴訟、収用委員会、行政不服審査会

人 事 課 (21)
※派遣1人含む

育成・研修セン ○人材活用、労使協働の調整、職員研修の企画・実施
ター班
人事班 ○任免、分限、服務、再任用
給与制度班 ○給与・旅費制度の企画・管理

福 利 厚 生 課 (18)

福利公災班 ○福利厚生、恩給の支給、公務災害
健康支援班 ○健康管理、職場安全衛生
共済班 ○共済組合事務
互助会担当 ○互助会事業

総 務 事 務 課 (21)

総務班 ○総務事務システムの管理、給与管理
給与1班 ○知事部局等の職員手当認定、年末調整
給与2班 ○教育委員会の職員手当認定、年末調整
賃金・報酬班 ○非常勤職員等の賃金・報酬の支給
旅費班 ○旅費の審査、支給

副部長(1)
(財政運営担当)

財 政 課 (23)

予算班 ○県歳入歳出予算の編成
企画・債権管理班 ○財政運営、財務事務、政策評価の支援、税外の収
入未済対策の調整

税 務 企 画 課 (19)
※派遣6人含む

企画班 ○県税の予算、税制、調査統計
電算班 ○税務電算の運用・収納管理

税 収 確 保 課 (27)

納税支援班 ○県税徴収業務支援
課税支援班 ○県税賦課業務支援
調査支援班 ○課税調査、県内の大規模家屋等の調査
軽油調査班 ○軽油引取税の調査

管 財 課 (27)

管財班 ○県庁舎及び県公舎管理、集中管理公用車の運行管
理、ペーパーリサイクル
資産活用班 ○県有財産の管理・利活用
施設保全班 ○県庁舎の維持修繕工事等

地域機関

| | | | |
|------------------------|------|---|---|
| 県 税 事 務 所 | | | |
| 桑 名 県 税 事 務 所 | (20) | 税務室 納税課 課税課 | <ul style="list-style-type: none"> ○県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明書の交付、自動車二税の減免受付 ○各税目（外形対象法人の法人二税・自動車二税を除く）の賦課及び減免受付 |
| 四 日 市 県 税 事 務 所 | (29) | 総務室 課税室 税務調整課 納税課 課税一課 課税二課 | <ul style="list-style-type: none"> ○県税納付、収納管理、納税証明書の交付 ○県税徴収、納税相談、自動車二税の減免受付 ○各税目（不動産取得税・外形対象法人の法人二税・自動車二税を除く）の賦課及び減免受付 ○不動産取得税の賦課及び減免受付 |
| 鈴 鹿 県 税 事 務 所 | (22) | 税務室 納税課 課税課 | <ul style="list-style-type: none"> ○県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明書の交付、自動車二税の減免受付 ○各税目（外形対象法人の法人二税・自動車二税を除く）の賦課及び減免受付 |
| 津 総 合 県 税 事 務 所 | (32) | 総務室 課税室 税務調整課 納税課 課税一課 課税二課 法人調査課 | <ul style="list-style-type: none"> ○県税納付、収納管理、納税証明書の交付 ○県税徴収、納税相談 ○各税目（不動産取得税・外形対象法人の法人二税・自動車二税を除く）の賦課及び減免受付 ○不動産取得税の賦課及び減免受付 ○外形標準課税の対象法人に係る法人二税の賦課及び調査 |
| 松 阪 県 税 事 務 所 | (20) | 税務室 納税課 課税課 | <ul style="list-style-type: none"> ○県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明書の交付、自動車二税の減免受付 ○各税目（外形対象法人の法人二税・自動車二税を除く）の賦課及び減免受付 |
| 伊 勢 県 税 事 務 所 | (23) | 総務室 課税室 税務調整課 納税課 課税一課 課税二課 | <ul style="list-style-type: none"> ○県税納付、収納管理、納税証明書の交付、自動車二税の減免受付 ○県税徴収、納税相談 ○各税目（不動産取得税・外形対象法人の法人二税・自動車二税を除く）の賦課及び減免受付 ○不動産取得税の賦課及び減免受付 |
| 伊 賀 県 税 事 務 所 | (18) | 税務室 納税課 課税課 | <ul style="list-style-type: none"> ○県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明書の交付、自動車二税の減免受付 ○各税目（外形対象法人の法人二税・自動車二税を除く）の賦課及び減免受付 |
| 紀 州 県 税 事 務 所 | (15) | 税務室 納税課 課税課 | <ul style="list-style-type: none"> ○県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明書の交付、自動車二税の減免受付 ○各税目（外形対象法人の法人二税・自動車二税を除く）の賦課及び減免受付 |
| 自 動 車 税 事 務 所 | (10) | 業務課 課税課 | <ul style="list-style-type: none"> ○自動車二税の還付、自動車税の口座振替 ○自動車二税の賦課及び減免受付 |

2 令和元年度当初予算の概要

総務部関係予算

予算総括表

(単位：千円、%)

| | 平成30年度 当初予算 (A) | 令和元年度 当初予算 (B) | 増減額 (B-A) | (B)の 対前年度 伸率 |
|----------|------------------------------|------------------------------|---------------------------|--------------------|
| 一般会計 | 219,247,374 | 224,165,953 | 4,918,579 | 2.2 |
| 県債管理特別会計 | (114,862,360) 174,492,360 | (111,126,968) 180,351,968 | (△3,735,392) 5,859,608 | (△3.3) 3.4 |
| 合計 | (334,109,734) 393,739,734 | (335,292,921) 404,517,921 | (1,183,187) 10,778,187 | (0.4) 2.7 |

注：()内は、借換債を除くベース

予算主要項目

(単位：千円)

| 施策名 | 事項 | 予算額 |
|-----------------------------|---|-------|
| (行政運営2) 行財政改革の推進による県行政の自立運営 | 1 行政改革推進事業 【(40201) 自立的な県行政の運営】 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 4 行政改革推進費) 協創・現場重視の推進に向けた取組をはじめ、「第二次三重県行財政改革取組」における各取組を進めるとともに、庁内におけるワーク・ライフ・マネジメントの推進に取り組みます。また、内部統制に関する方針の策定及び体制の整備を図ります。 | 2,521 |
| | 2 政策評価等推進事業 【(40201) 自立的な県行政の運営】 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 4 行政改革推進費) 施策や事業展開の評価を的確に行い、評価結果等を「成果レポート」として取りまとめて公表することにより、県民の皆さんとの情報共有を図ります。また、施策の目標達成に資するため、外部有識者からの意見を参考に事業の見直しを行います。 | 784 |

| | | |
|---|---|-----------|
| (行政運営3) 行財政改革の推 進による県財政 の的確な運営 | <p>3 文書管理事務費</p> <p style="text-align: right;">【(40201) 自立的な県行政の運営】</p> <p>(第2款 総務費 第1項 総務管理費 3 文書費)</p> <p>文書の収発及び保存文書の管理を行うとともに、高速コピー機等の運用を行います。また、県民に対する説明責任をより一層果たすために、公文書の適正管理の徹底に向けて、外部有識者による「公文書等管理条例検討懇話会」を引き続き設置し、公文書等管理条例(仮称)の制定に取り組みます。</p> | 13,643 |
| | <p>4 人事管理事務費</p> <p style="text-align: right;">【(40202) 人材育成の推進】</p> <p>(第2款 総務費 第1項 総務管理費 2 人事管理費)</p> <p>「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力を持った職員の人材育成に取り組むとともに、県民の信頼回復に向けてコンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス推進会議」及び外部有識者による「コンプライアンス懇話会」を引き続き設置し、コンプライアンスの取組を進めます。また、人事管理業務を引き続き適正に行うため、平成29年度から再構築を行ってきた新システムを令和元年9月から運用します。</p> | 94,107 |
| | <p>5 職員健康管理運営費</p> <p style="text-align: right;">【(40202) 人材育成の推進】</p> <p>(第2款 総務費 第1項 総務管理費 2 人事管理費)</p> <p>健康診断等の健康事業や総合的なメンタルヘルス対策事業などを実施し、職員自らがこころと体の健康づくりに取り組むことができるよう支援します。また、健康事業を引き続き的確に行うため、職員健康管理システムのサーバ等の更新を行います。</p> | 98,111 |
| | <p>6 予算調整事務費</p> <p style="text-align: right;">【(40301) 持続可能な財政運営の推進】</p> <p>(第2款 総務費 第1項 総務管理費 5 予算調整費)</p> <p>予算編成、提出議案の作成等を行うとともに、効率的に予算編成を行うため、平成29年度から再構築を行ってきた次期予算編成支援システムを令和2年1月から運用します。また、企業会計への元利償還金相当額の繰出しを行います。</p> | 1,768,751 |

| | | |
|--|---|---------|
| | <p>7 電算管理費</p> <p>【(40302) 公平・公正な税の執行と税収の確保】 (第2款 総務費 第4項 徴税費 2 賦課徴収費)</p> <p>県税事務を効率的かつ適正、迅速に行うための総合税システムの運用を行います。また、納税環境の整備のため、令和元年10月から運用を開始する自動車保有関係手続きのワンストップサービス導入に向けてシステムの改修を行います。</p> | 423,844 |
| | <p>8 (新) 環境性能割交付金・市町交付金</p> <p><事業実施期間：令和元年度～></p> <p>【(40302) 公平・公正な税の執行と税収の確保】 (第13款 諸支出金 第8項 環境性能割交付金 1 環境性能割交付金)</p> <p>地方税法の規定により、自動車税環境性能割収入額の44.65%に相当する額を、県内市町に対し、当該市町が管理する市町道の延長及び面積に按分して交付します。</p> | 402,188 |
| | <p>9 滞納整理事務費</p> <p>【(40302) 公平・公正な税の執行と税収の確保】 (第2款 総務費 第4項 徴税費 2 賦課徴収費)</p> <p>滞納件数の大部分を占める自動車税などについて、積極的な滞納整理を進めるほか、高額滞納事案について、税収確保課と県税事務所が連携して、機動的に滞納整理を行うとともに、インターネット公売も活用することで、収入未済額を縮減し税収の確保を図ります。</p> | 26,438 |
| | <p>10 県庁舎等維持修繕費</p> <p>【(40303) 最適な資産管理と職場環境づくり】 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 6 財産管理費)</p> <p>庁舎や職員公舎等の計画的な維持修繕を行います。</p> | 946,895 |

3 事務事業の概要

| 項 目 | 概 要 |
|---|--|
| <p>【総務課】 課長 佐波 斉 TEL 059-224-2190</p> <p>1 企画・総務事務</p> <p>2 栄典・表彰</p> <p>3 包括外部監査</p> <p>4 組織・定数</p> <p>5 民間活力の有効活用</p> | <p>1 部の議会及び総合行政の窓口となっている。</p> <p>2 部の予算・経理、危機管理等に関する事務を行っている。</p> <p>春秋叙勲・褒章にかかる関係省庁への候補者の上申など、栄典事務を行っている。また、本県の各界において県民の模範となり、地域社会の発展及び県勢の振興発展に寄与した個人・団体を、県民功労者として表彰している。</p> <p>外部の専門的な知識を持った者と契約を締結し、監査を受けている。</p> <p>毎年度、組織定数調整方針を策定し、わかりやすく、簡素で効率的・効果的な組織体制の構築や選択と集中をふまえた定数配置などの取組を進めている。</p> <p>「民間活力の導入に関するガイドライン」を作成し、指定管理者制度の運用や外部委託の推進等、民間活力の有効活用に取り組んでいる。</p> |
| <p>【行財政改革推進課】 課長 佐藤 史紀 TEL 059-224-2231</p> <p>1 行財政改革</p> <p>2 外郭団体</p> <p>3 公益法人事務</p> <p>4 業務改善等の推進</p> | <p>「第二次三重県行財政改革取組」の全体的な推進及び進行管理を行っている。</p> <p>「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、団体等と十分な調整を図りながら、見直しを実施するとともに、所管部局を通じて助言・指導を行っている。</p> <p>また、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」等に基づき、団体の経営評価を議会に報告、公表している。</p> <p>公益社団・財団法人への公益認定等を行うための三重県公益認定等審議会に係る事務を処理するとともに、各部局が適切に法人の監督を実施できるよう支援している。</p> <p>より質の高い行政サービスの提供につなげるため、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の運用を通じて、不断の改善活動を推進している。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|--|--|
| 5 ワーク・ライフ・マネジメントの推進 | 職員が生き生きと仕事ができる職場環境を整備し、県民サービスの向上につなげていくため、「ワーク」と「ライフ」の高度な両立の実現に向けたワーク・ライフ・マネジメントの推進に取り組んでいる。 |
| 6 コンプライアンスの推進 | 県民から信頼される職員、組織であるために、職員のコンプライアンス意識の向上を図るなどのコンプライアンスの推進に取り組んでいる。 |
| 7 内部統制 | 財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するため、内部統制制度の導入に向けた体制の整備を進めている。 |
| 8 人権事務 | 部の人権啓発に関することを企画している。 |
| 【法務・文書課】 課長 栗原 通 TEL 059-224-2163 | |
| 1 文書事務 | 1 公印の管理並びに公印規則に定める公印の新調、改刻、廃止及び公示事務を行うとともに、文書の収受、配布及び発送を行っている。 2 保存文書の引継ぎ、保存及び廃棄を行うとともに、文書の適正な管理に関する事務を行っている。 |
| 2 法令事務 | 1 条例、規則等について審査を行うとともに、関係法令の解釈について助言を行っている。 2 県公報を、週2回定期的に発行し、必要に応じて号外を発行している。 |
| 3 争訟事務 | 1 県行政（知事部局）に係る争訟、調停等の事務を処理している。 2 三重県行政不服審査会に係る事務を処理している。 |
| 4 行政書士事務 | 行政書士法に基づいて、行政書士の指導監督に関する事務等を行っている。 |
| 5 収用委員会事務 | 土地収用法に基づき設置されている収用委員会の事務の整理等を行っている。 |
| 6 大型複写機の運用 | 庁内の文書を大型高速コピー機で複写・製本することにより、両面コピーの推進、資源及び経費の節約並びに事務の効率化を図っている。 |

| 項 目 | 概 要 |
|--|--|
| <p>【人事課】 課長 後田 和也 TEL 059-224-2103</p> <p>1 人材育成</p> <p>2 職員の任用管理</p> <p>3 職員の給与</p> <p>4 職員の旅費</p> <p>5 職員研修</p> | <p>職員の人材活用を図るために、評価制度、職員研修等の人材育成に係る制度、仕組みの企画、運用を行うとともに、「信頼」と「対等」を基本とした労使協働の取組を推進している。</p> <p>1 職員の採用 組織の活性化を図るため、多様な人材の確保を図っている。</p> <p>2 職員の人事異動 県行政の円滑な推進の観点から、人材育成及び事務事業推進の重視、意欲と能力のある職員や女性職員の積極的な登用などにより、適材適所の人事配置を行っている。</p> <p>職員の給与について、国や他の地方公共団体及び民間の給与水準との均衡を考慮して定め、適正な給与制度の運用を図っている。</p> <p>公務のために旅行する職員又は職員以外の者に支給する旅費の基準を定め、県費の適正な支出を行っている。</p> <p>職員に必要とされる基本的な能力や資質の向上を図るため、職員研修を企画・実施している。</p> |
| <p>【福利厚生課】 課長 田中 達也 TEL 059-224-2115</p> <p>1 職員の安全衛生</p> <p>2 職員の福利厚生</p> | <p>職場における職員の安全と衛生を確保するため、労働安全衛生法、三重県職員安全衛生管理規程に基づき、快適な職場環境の確保と職員の健康保持増進に努めている。</p> <p>1 職員共済組合事業 地方職員共済組合三重県支部は地方公務員等共済組合法に基づき、組合員及びその被扶養者の医療、年金の給付等の事業と併せ、住宅資金貸付等の福利厚生事業を行っている。</p> <p>2 職員互助会事業 一般財団法人三重県職員互助会は、三重県職員等の共済制度に関する条例に基づき、会員の掛金等で職員の福利厚生に関する事業を実施している。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|--|--|
| 3 公務災害補償 | 地方公務員災害補償法に基づく地方公務員の公務上の災害又は通勤による災害について、迅速かつ公正な補償が行われるよう努めている。 |
| 4 恩給事務 | 恩給法並びに県吏員職員退職諸給与支給条例に基づく恩給及び退職料の支給事務を行っている。 |
| 【総務事務課】 課長 水野 桂子 TEL 059-224-2050 | |
| 1 総務事務の集中処理 | <p>知事部局、教育委員会（事務局、県立学校）、各種委員会事務局（議会事務局含む、警察除く）及び企業庁を対象組織として、職員の給与や旅費等の総務事務について、集中処理するとともに、総務事務システムの運用を行っている。</p> <p>1 職員の給与等に関する事務 職員の給与計算、支給事務、諸手当（住居、扶養、通勤手当等）の認定及び年末調整事務を行っている。また、職員の異動関係書類の管理、履歴事項の変更処理、職員証の発行事務等を行っている。</p> <p>2 職員の旅費支給に関する事務 職員の旅費の審査、支給事務を行うとともに海外旅費などの請求支援等を行っている。</p> <p>3 職員の福利厚生に関する事務 職員の児童手当の認定・支給事務、勤労者財産形成促進事務（財形貯蓄）のほか、知事部局職員等に関する地方職員共済組合の給付及び共済組合員証の交付にかかる手続事務を行っている。</p> <p>4 社会保険等に関する事務 常勤講師等の社会保険・雇用保険等に関する事務を行っている。</p> <p>5 賃金・報酬職員に関する事務 非常勤職員等の賃金及び報酬の支給、通勤手当等の認定、年末調整を含む所得税関係事務、社会保険・雇用保険等に関する事務を行っている。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|--|---|
| <p>【財政課】 課長 富永 隼行 TEL 059-224-2216</p> | |
| <p>1 県議会事務</p> | <p>1 県議会の定例（臨時）会の招集に関する事務を行っている。</p> <p>2 提出議案等の取りまとめ、印刷、議会事務局への送付に関する事務を行っている。</p> <p>3 県議会での質問に対する答弁資料の作成に関する事務を行っている。</p> <p>4 議案聴取会、委員会等の質疑事項の取りまとめに関する事務を行っている。</p> <p>5 議決予算の公表等に関する事務を行っている。</p> |
| <p>2 政策評価事務</p> | <p>1 施策・事業展開の評価が的確に行えるよう評価制度を運用している。</p> <p>2 県政に関する説明責任と情報共有を図る手段として、施策等の評価について取りまとめた成果レポートや事業マネジメントシートを公表している。</p> |
| <p>3 県歳入歳出予算事務</p> | <p>県歳入歳出予算（一般会計、特別会計、企業会計）の調整に関する事務を行っている。</p> |
| <p>4 県債及び資金借入事務</p> | <p>1 県債の発行、償還、管理に関する事務を行っている。</p> <p>2 資金の借入に関する事務を行っている。</p> |
| <p>5 税外未収金対策事務</p> | <p>税外の収入未済対策の調整に関する事務を行っている。</p> |
| <p>6 その他県予算調整事務</p> | <p>1 地方交付税（県分）の算定等に関する事務を行っている。</p> <p>2 財政関係調査及び公表に関する事務を行っている。</p> <p>3 県の決算統計等の取りまとめに関する事務を行っている。</p> <p>4 財政企画に関する調査・検討に関する事務を行っている。</p> <p>5 宝くじ販売限度額の決定、関連助成事務に関する事務を行っている。</p> <p>6 予算編成支援システムの運用に関する事務を行っている。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|---|--|
| <p>【税務企画課】 参事兼課長 三宅 恒之 TEL 059-224-2132</p> <p>1 税務組織の企画・総務事務</p> | <p>税務組織の企画・運営に関する事務及び次の事務を担当している。</p> <p>1 県税に係る電算事務 全税目の課税から収納、決算にいたるまでのオンラインシステムの運用管理を行っている。</p> <p>2 三重地方税管理回収機構への支援 市町税の徴収体制の強化等のため、平成16年4月1日に設立された三重地方税管理回収機構に対して、人的支援を行っている。</p> |
| <p>【税収確保課】 課長 柏木 浩朗 TEL 059-224-2131</p> <p>1 県税の賦課徴収事務</p> | <p>県税事務所及び自動車税事務所が行う県税の賦課徴収業務に係る支援等を行っている。</p> <p>1 納税事務 (1) 納税義務等について啓発し、自主納税意識を高め、納期内納付を促進している。 (2) 滞納案件については、法令等に基づき、効果的な滞納処理を行っている。 (3) 個人住民税の徴収対策・特別徴収のより一層の推進を図っている。</p> <p>2 課税事務 (1) 法令の適正な運用に努め、納税者の理解が得られるよう、公平公正な賦課事務に努めている。 (2) 不動産取得税に係る大規模家屋等の評価を行っている。 (3) 県税事務所等が実施する課税調査の支援及び指導を行っている。 (4) 軽油引取税の査察調査を行っている。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|--|---|
| <p>【管財課】 課長 大西 宏明 TEL 059-224-2135</p> <p>1 庁舎等管理事務</p> <p>2 財産管理・利活用事務</p> <p>3 公共施設等の総合管理の推進</p> | <p>1 県庁舎の管理事務</p> <p>(1) 庁舎等の維持管理 庁舎等管理規則に基づき共有部分の清掃、警備等の日常管理、庁舎内行為等の許可に関する事務を行っている。 また、庁舎から排出される紙類や物品等のリサイクルを行っている。</p> <p>(2) 庁舎防火対策 庁舎防火等管理規程に基づき防火訓練の計画実施及び庁舎内防火設備の点検確認を行っている。</p> <p>(3) 庁舎設備の保守管理 庁舎設備（電気、空調、給水、給湯、ガス、汚水処理、昇降機等）の保守管理を行っている。</p> <p>(4) 庁舎等の維持補修 県民、職員の安全・安心を確保するため庁舎等の維持補修を進めている。</p> <p>2 本庁舎集中管理車両の運用管理事務 乗用車、ワゴン車、バン等計92台を集中管理し、適正かつ効率的な運用管理を行っている。</p> <p>公有財産に関する事務の総括及び未利用地の売却、利活用を行っている。</p> <p>みえ公共施設等総合管理基本方針に基づき、「長寿命化」「適切な配置と規模」「安全・安心の確保」の視点から公共施設等の適切な質と量の確保を図っている。</p> |

4 所 管 事 項

(1) コンプライアンスの推進について

コンプライアンスの推進については、継続して取り組んできたにも関わらず、障がい者雇用率の算定誤りなど県民の信頼を損なうような不適切な事務処理事案や職員の不祥事が連続して発生しました。

事案が発生する都度、県民の皆さんの信頼を損なう事態となっていることを、全ての職員が重く受けとめ、県民の皆さんからの信頼回復に向けて、「再発防止に向けた取組」について、可能なものから直ちに着手するとともに、重点化を図りながら、計画的な実施により、全庁をあげてコンプライアンスの推進に取り組んでいきます。

1 外部視点の導入

コンプライアンス懇話会等において取組の検証や評価を行うなど、三重県の取組の方向性や具体的な取組内容について、外部の視点からチェックを受け、継続的に取組のブラッシュアップを図っていきます。

(具体策)

- ・コンプライアンス懇話会において取組についての意見、評価等をいただき、取組内容を改善
- ・半期ごとの取組状況について、県議会へ報告するとともに、ホームページ等を通じて県民の皆さんに公表

2 全庁的な推進体制の強化

職員一人ひとりにコンプライアンスに取り組む目的等が十分に浸透していなかったことを反省し、新たに「コンプライアンス総括監」を設置するなど、全庁的な推進体制の強化を図ります。

(具体策)

- ・総務部に次長級の「コンプライアンス総括監」を新設し、全庁的なコンプライアンスの取組を総括
- ・行財政改革推進課に「コンプライアンス・内部統制推進班」を新設
- ・コンプライアンス推進会議において各職場への取組徹底、取組状況の検証、ブラッシュアップの検討を実施
- ・組織マネジメントシートの記載区分に「コンプライアンスの徹底」を追加

3 職員一人ひとりの意識の向上

① コンプライアンスを「自分事」とできる仕組みの構築

職員一人ひとりが、なぜ、コンプライアンスに取り組むのか、コンプライアンスに違反するとどのような影響があるのか、を他人事ではなく、自分の事として理解して取り組めるよう仕組みを整え、職員が一丸となって信頼回復に取り組めます。

(具体策)

- ・知事と本庁次長級以上の職員との個別面談の実施など、知事と職員との対話を一層推進
- ・幹部職員や法曹有資格者によるコンプライアンス推進に関するメールマガジンを配信
- ・各所属において、各職員が「コンプライアンス宣言」に署名
- ・クレドカードに記載欄を設け、職員一人ひとりが考えた「私のコンプライアンス宣言」を実施

② 正確性を重視することの徹底

業務の内容に応じて、スピードや効率性と正確性のバランスをとることが重要であることを、「職員の業務遂行にあたっての行動指針」等を通して徹底していきます。

(具体策)

- ・職員行動指針の心得3を「現場とスピード感を重視」から「現場重視とスピード感・正確性のバランスを考慮した的確な対処」に修正

③ 職員倫理の徹底

職員倫理に関する職員の意識を向上させるため、繰り返し、職員に徹底を図ります。

(具体策)

- ・三重県職員倫理規程の制定

4 職員の事務処理能力の向上

① 業務に関する専門知識の向上

職員の知識不足による不適切な事務処理を改善するため、会計事務や文書管理、法令などの業務に関する職員研修や、法曹有資格者による法律相談などの取組を充実強化していきます。

② マネジメントに関する能力の向上

組織で業務を実施していくために、管理職等が必要とする能力の向上や班長(課長)代理が求められている役割を果たすために必要な能力を習得するための職員研修を実施します。

5 的確な業務の進め方の徹底

① 業務の標準化、見える化の徹底

これまでも職場によっては取組を進めてきていますが、職員の人事異動等があっても、的確に業務を実施できるように、業務の標準化、見える化を各職場において、徹底していきます。

(具体策)

- ・各所属において、重点的に対応すべき事務についての業務手順等を整理し、担当者だけではなく、上司や副担当者とも共有

- ・引継ぎすべき標準項目を明示（例：年間スケジュール等）し、各階層での的確な業務引継ぎを徹底
- ・公文書管理の徹底や意識を高めるため、公文書管理を条例化。
- ・公文書の保存・管理ルールを徹底した上で、定期的に点検を行うとともに、処理状況を共有化。

② 具体的なチェック手法の共有

チェック機能の強化に向けて、各職場、業務に応じたチェック手法を適切に選択するために、全庁的に手法の共有を進めていきます。

（具体策）

- ・各所属において、重点的に対応すべき事務についてのチェック計画等を整理し、担当者だけではなく、上司や副担当者とも共有
- ・各業務に共通する具体的な手法（例：チェック責任者の明確化、チェック箇所見える化、チェック根拠資料添付など）を整理して実施

6 組織の仕組みや体制の見直し

① 適切な業務分担の徹底

組織運営上、班長（課長）、班長（課長）代理等が果たすべき役割が十分に機能していない場合があるとの反省に立ち、それぞれの職場の状況に応じた業務分担を徹底していきます。

（具体策）

- ・チェック業務も前提に、班長（課長）、班長代理（課長代理）を含めた、班・課内での業務分担（事務分掌）を作成
- ・業務や職員の状況に応じて、年度内の柔軟な事務分掌変更を徹底。
- ・所属内でのジョブローテーション（年度内、年度間）などを行い、他の業務を経験させることで、チェックできる人材を育成

② 職場で支え合う体制づくり

組織的に業務を進めていくために、職場でのコミュニケーションの活性化を進めるとともに、職場での相互支援体制を強化していきます。

（具体策）

- ・班・課単位での定例ミーティングや所属での朝礼などを奨励

③ 非違行為等に関する処分の厳格化

職員個人に起因するところの大きい故意等による非違行為、不祥事については、一層の厳格化を図ります。

（具体策）

- ・故意等による不祥事に対して、基準（懲戒処分の指針）や運用の見直しなどによる一層の厳格化

(2) 三重県行財政改革取組について

1 現状（概要）

「第二次三重県行財政改革取組」は、「協創・現場重視の推進」「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」「残された課題への的確な対応」を3つの柱として取り組んでいるところです。

本取組の進行管理にあたっては、知事を本部長とする「三重県行財政改革推進本部」を中心として、「ロードマップ（工程表）」に基づき適切に行うほか、進捗状況を半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへお知らせしています。

2 これまでの主な実績

「協創・現場重視の推進」においては、協創の理念・必要性について理解を深め、スキルの向上を図るための研修を充実したほか、職員が企業・NPO・市町などにおいて実践体験を積むための派遣を行う現場インターン制度を創設・実施するなど、職員の現場感覚を高める取組を進めました。

「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」においては、これまでの時差出勤勤務の試行の結果をふまえ、今年度は夏季の期間における本格実施に向けて取り組みます。また、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づき、事務事業や県単独補助金、県有施設及び人事給与制度の見直し等による歳出削減に取り組むとともに、クラウドファンディングの活用や未利用財産の売却促進等による歳入確保に取り組み、公債費や総人件費の抑制などについて、一定の成果が現れてきました。

「残された課題への的確な対応」においては、コンプライアンスの徹底に継続して取り組んできたにも関わらず、不適切な事務処理事案や職員の不祥事が発生しているなか、県民の皆さんからの信頼回復に向けて、「不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けて」を取りまとめ、全庁をあげてコンプライアンス推進の取組を進めています。また、MIE職員力アワードにおいて、各部局での優良取組選定の仕組みの導入や優良事例の水平展開に向けた見直しにより、応募取組数が増加するなど、職員の意欲の向上に向けた組織風土づくりが進みました。

平成30年度までに、11の具体的取組のうち8取組（72%）を達成し、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の県民指標である「行財政改革取組の達成割合」の平成30年度目標を計画どおり達成しました。

3 今後の対応

本年度は、取組期間の最終年度となることから、「ロードマップ（工程表）」に基づき、引き続き適切な進行管理を行い、全ての具体的取組の目標達成に向け着実に推進するとともに、これまでの取組の検証等をふまえ、令和2年度以降の次期行財政改革取組について検討します。

(3) ワーク・ライフ・マネジメントについて

1 ワーク・ライフ・マネジメントの概要

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を通じて、一人ひとりが働きがいや生きがいを持てる活力ある社会としていくために、それぞれの組織が、構成員一人ひとりのライフステージに応じたキャリアデザインの実現を支援できる職場環境とすることで、個々の能力を最大限に引き出し、多様な人材が集まる健全な組織としていくことが求められています。

こうしたことから、職員一人ひとりが限られた時間の中で、それぞれのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、これまで以上に県民の皆さんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立が実現できるよう、平成 26 年度から組織的な取組としてワーク・ライフ・マネジメントを推進しています。

2 令和元年度の取組

(1) ワーク・マネジメントの推進

時間外勤務時間や超長時間勤務者^{*}を削減する取組を推進するため、部局長・所属長のリーダーシップの発揮のもと、選択と集中を明確にした業務削減・プロセス改善などの業務見直しに不断に取り組み、業務遂行の効率化を図り、サービス残業につながらない時間外勤務の削減に取り組みます。

^{*}年間の時間外勤務時間数が 500 時間を超える職員

【全庁目標】

(令和元年度時点) 平成 25 年度の時間外勤務実績から 30%の削減

(H25 実績 : 221 時間 ⇒ 154 時間)

(令和元年度) 平成 25 年度の超長時間勤務者数から 70%の削減

(H25 実績 : 394 人 ⇒ 118 人)

(2) ライフ・マネジメント支援の推進

年次有給休暇等の取得促進を図り、職員の「ライフ」の充実をサポートできる職場環境を整えるとともに、職場全体で育児参画や介護従事を応援する風土づくりの推進に取り組みます。次世代育成支援については、「次世代育成のための三重県特定事業主行動計画」にしたがい、着実に推進していきます。

【全庁目標 (令和元年度時点)】

年休取得時間 115 時間以上

夏季休暇取得率 100%

男性職員の育児休業取得率 25%

男性職員の育児参加休暇取得率 100%

「(1) ワーク・マネジメントの推進」、 「(2) ライフ・マネジメント支援の推進」の目標達成期間については、基本的にライフ・マネジメント支援の一つとして推進する「次世代育成のための三重県特定事業主行動計画」の計画期間（平成 27 年度～令和元年度）に合わせたものとしています。

(3) 意識・組織風土改革の推進

「ワーク」においても、「ライフ」においても充実感を持って自己実現していくことの重要性を所属長と職員とで共有し、相互支援を促進する職場風土づくりを進めます。

【全庁目標】「日本一、働きやすい県庁（しょくば）アンケート」
ワーク・ライフ・マネジメントに関する項目の満足度
前年度実績以上

(参考)

| 項 目 | 30年度 実績 (速報) | 29年度 実績 | 28年度 実績 | 27年度 実績 | 26年度 実績 | 25年度 実績 |
|--------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 一人あたり時間外勤務 時間数 | 180時間 | 181時間 | 186時間 | 205時間 | 204時間 | 221時間 |
| 超長時間勤務者数 | 141人 | 169人 | 175人 | 246人 | 260人 | 394人 |
| 一人あたり年休取得 時間数 | 112時間 | 110時間 | 114時間 | 109時間 | 112時間 | 101時間 |
| 男性職員の育児休業 取得率 | 36.67% | 25.88% | 22.09% | 14.63% | 16.04% | 13.04% |
| 男性職員の育児参加休 暇取得率 | 91.11% | 94.12% | 98.84% | 87.80% | 90.57% | 83.70% |

ワーク・ライフ・マネジメント（WLM）における推進項目

| | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 具体的な取組 |
|------------------------------|-------------------|---------------------------------|-------------------------|---|
| ワーク・マネジメントの推進 | 効率的・効果的な業務の推進 | 業務改善の推進 | 業務の重点化と業務削減・プロセス改善等の推進 | 組織マネジメントシート・職場アクションシート・WLMシートを活用したマネジメント |
| | | | | 三重県庁スタンダードルールの運用による業務改善の推進 |
| | | 時間外勤務の削減 | きめ細かな時間外マネジメント | 全庁の削減目標の設定 (再掲) 組織マネジメントシート・職場アクションシート・WLMシートを活用したマネジメント |
| | | | | 「今日の大事」の明確化など、効率的な業務遂行やマネジメントに有効な優良事例の紹介 |
| | | | | 定時退庁の促進 |
| | | サービス残業の防止 | ノー残業デー・定時退庁強化週間の推進 | |
| | | | サービス残業ホットラインの設置 | |
| タイムマネジメント能力向上 | 研修の実施 | タイムマネジメントにかかる能力の向上を図る研修・セミナーの実施 | | |
| ライフ・マネジメント支援の推進 | ライフにかかる時間確保の支援 | 休暇取得促進 | 年間取得計画の策定 | 全庁の取得目標の設定 |
| | | | | 5日以上年休(リフレッシュ休暇(年休の連続取得)とメモリアル休暇を含む)の取得計画の策定と可視化 |
| | | | 休暇制度周知 | 休暇制度の再周知 |
| | 次世代育成支援 | 男性職員の育児参画の促進 | 男性職員の育児休業取得・育児参加休暇取得の促進 | 育児参画計画書等を活用した取得促進に向けたコミュニケーションの促進 |
| | | | | 所属長の組織マネジメントシートに取得促進を明記 |
| | | 妊娠中及び産育休取得職員への配慮 | 職員の出産・育児・職場復帰支援 | 育児参画計画書等を活用した出産・育児・職場復帰等の支援に向けたコミュニケーションの促進 |
| | | 育児休業等取得しやすい環境整備 | 管理職による支援の推進 | イクボスの推進 |
| | | | 代替職員の確保 | 育児休業等取得者の代替職員の確保 |
| | 次世代育成を支援する意識の醸成 | 次世代育成を推進するための職員の意欲喚起 | こども参観(パパ、ママの職場を見学) | |
| | 産育休取得職員への支援 | 情報共有、精神面での負担軽減 | 産育休取得者へのメールマガジンの送信 | |
| 交流会、ネットワークづくり | | | | |
| 仕事と介護の両立支援 | 介護を行う職員の両立支援の環境整備 | 介護休暇等取得しやすい環境整備 | 介護を行う職員に関する取組の実施 | |
| 意識・組織風土改革の推進 | ワーク・ライフ・マネジメントの浸透 | WLMの考え方の共有 | WLMにかかる対話の促進 | WLMシート等を活用した面談の実施 |
| | | | | (再掲) イクボスの推進 |
| | | WLMの取組の趣旨や目的等の浸透 | トップメッセージの発信 | |
| | | | 啓発資料やイントラホームページの充実 | |
| | | | 時差出勤勤務の実施 | |
| テレワーク(サテライト勤務)の試行 | | | | |
| 定時退庁及び勤務間のインターバルを意識した時間管理の推進 | | | | |

(4) 職員の人材育成について

1 「三重県職員人づくり基本方針」による人材育成の推進

平成28年12月に改定した「三重県職員人づくり基本方針」では、これまでの「みんなで行う人づくり」をベースとしつつ、そこから一步進め、個人においても職員の主体性を高めることを重視した「組織が積極的に関与し、かつ個人も主体的に能力向上に取り組み続ける人材育成」を基本的な考え方としています。「仕事を通じた人材育成（OJT）」を人材育成の最も重要な柱に位置づけたうえで、人事、組織、職場環境、研修等のさまざまな分野において、職員の主体性を伸ばすことに重点を置き、関係部局等がそれぞれの役割を分担かつ連携しあい、組織全体で人材育成に取り組みます。

また、引き続き、現場を重視し、県民との「協創」の取組を推進することができる、高い意欲と能力をもった人材育成の取組を進めていきます。

さらに、県民から信頼される人づくりに取り組むため、コンプライアンスの意識を高める研修の実施などにより、コンプライアンスの確立に努めていきます。

2 職員研修

「三重県職員人づくり基本方針」をふまえ策定した「三重県職員研修計画（平成31年4月）」に基づき、職員に必要とされる能力や資質の向上が図れるよう、計画的・効果的な職員研修を実施しています。

具体的には、基本的知識及び技能等を段階的に習得する「基本研修」、組織を管理監督するマネジメント層に対する「管理監督者研修」、職場での人材育成を支援するための「OJT支援研修」、職員に必要な能力を磨き上げる「ブラッシュアップ研修」等を行っています。

3 人事評価

(1) 管理職員の人事評価制度

職員の育成・能力開発と勤務状況の公正な人事への反映を目的として、管理職員を対象に平成12年度から「管理職員勤務評定」を実施しています。

評価者は評価結果に基づき、指導・助言を行い、適切な能力開発を効果的に進めることとしています。

また、この評価結果を、勤勉手当や昇給に反映させているところです。

(2) 管理職員マネジメント支援制度

管理職員自らの所属マネジメントについての「気づき」を促し、職場運営の改善やマネジメント能力の向上を図ることを目的として、「管理職員マネジメント支援制度」を実施しています。

この制度は、課長等管理職員の日常の職務行動に対する所属職員の意見を調査するもので、その調査結果を管理職員にフィードバックすることで、管理職員は自らの行動を振り返り、職場運営の改善やマネジメント能力の向上に生かしています。

(3) 一般職員の人事評価制度

一般職員の評価制度については、平成 20 年度から試行してきましたが、地方公務員法の改正等をふまえ、「県職員育成支援のための人事評価制度」を平成 27 年度から本格実施し、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用しています。

(4) 一般職非常勤職員の人事評価制度

地方公務員法の改正等をふまえ、「一般職非常勤職員育成支援のための人事評価制度」を平成 28 年度から本格実施し、評価結果を任用、分限その他の人事管理の基礎として活用しています。

(5) 今後の対応

今後とも、職員の理解と納得が得られるよりよい制度となるよう努めながら、制度の適切かつ円滑な運用を図り、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組んでいきます。

(5) 職員の健康管理について

定期健康診断等をはじめとする健康管理事業、総合的なメンタルヘルス対策事業などを実施し、職員自らがこころと体の健康づくりに取り組むことができるよう支援しています。(別紙1)

1 定期健康診断等

「三重県職員安全衛生管理規程」に基づき、定期健康診断を実施し、健診結果による健康指示区分を決定するとともに、有所見者に対する事後指導を行っています。

また、特定業務従事者を対象とした特定業務従事者健康診断、希望者を対象とした各種がん検診等も実施しています。

2 過重労働対策

「過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱」に基づき、時間外労働時間が月 80 時間を超える職員又は2か月ないし6か月のいずれの期間においても平均が80 時間を超える時間外労働を行った職員の状況を個別に把握し、健康管理医による面接指導へつなげています。

これを受けて、健康管理医が必要な対象者に面接指導を行い、必要に応じて安全衛生管理責任者(本庁は各部副部長、次長等、地域機関は各地域機関の長)に対し職場における健康管理について助言指導を行っています。

なお、安全衛生管理責任者・所属長等を対象とした研修会等において、過重労働の状況等を説明するとともに、職員が過重労働とならないよう配慮を求めています。

3 メンタルヘルス対策

メンタル疾患は、職員自身がこころの不調を抱えていても気付かない、若しくは気付いても周囲の人に打ち明けることができない、また、管理監督者をはじめ周囲の人が対処の仕方を知らない等が原因で、早期発見・早期対応が困難な場合があります。

また、復職しても再病休、再休職となる職員があることから、確実な職場復帰に向けた取組が必要となっています。

このため、福利厚生課の「ここからルーム(健康開発室)」を拠点に、こころの健康の保持増進(一次予防)、早期発見・早期対応(二次予防)、職場復帰と再発防止(三次予防)の総合的な対策により、メンタル疾患の予防と復職支援に取り組んでいます。

なお、アルコール対策については、アルコール健康障害に関する知識を習得するための研修会等を開催し、職員や管理監督者が専門医による相談を受けることができるよう取組を進めています。

(1) 一次予防及び二次予防

職員自らがこころの健康づくりを行うセルフケアの支援事業を重点的に実施するとともに、特にメンタルヘルス対策を組織の課題と位置付け、管理監督者への研修等もあわせて実施しています。

<ストレスチェック制度>

労働安全衛生法においてストレスチェックの実施が義務付けられたことにより、三重県では、平成 28 年度から職員のメンタルヘルス不調を未然に防止する一次予防としてストレスチェック制度を実施しています。

平成 30 年度は 10 月にストレスチェックを実施したところ、4,722 人の職員が受検（受検率 85%）し、高ストレス者と判定された職員のうち希望者に対し、医師の面接を実施しました。

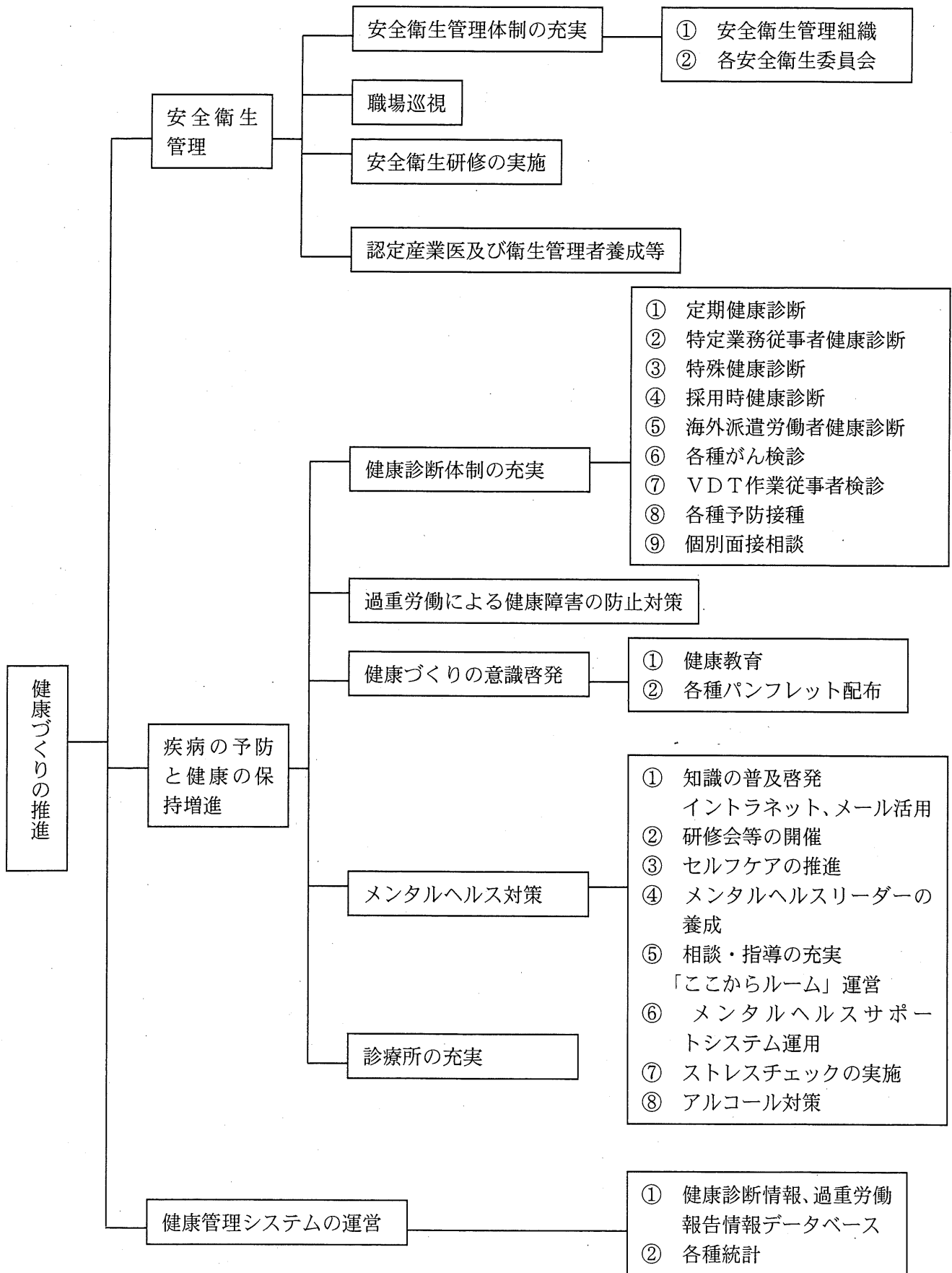
ストレスチェック実施に伴う支援として、職員に対しては、自身のストレス軽減に役立てられるセルフケア研修を、管理監督者に対しては、職場環境改善に向けた取組の研修を実施しています。

(2) 三次予防

「メンタルヘルスサポートシステム」（別紙 2）を活用し、職員の状況に応じた療養相談や定期面接等を実施するとともに、円滑な職場復帰と再発防止をサポートしています。

また、マイナス思考をプラス思考に改善することにより、職場でのコミュニケーション能力を高め、ストレスのコントロールや対人関係を円滑にできる力を身につけていくためのカウンセリングを実施しています。

県職員の健康づくり推進体系図



メンタルヘルスサポートシステム ※

※病休者及び退職者に対して、速やかで確実な職場復帰とメンタル疾患の再発防止を図るため、相談・助言指導・職場復帰時における関係者との調整を行うシステム

療養相談

健康管理医、健康指導員が中心になり、主治医の了解の下、面接形式で行う。必要に応じ、精神科医師やカウンセラーの面談も行う。

職員精神保健健康審査会

審査会は、精神科医師、人事担当課長、職員労働組合の代表、健康管理医で構成し、退職者が復職を希望し、主治医も復職を承認した場合、復職の可否を審議する。

調整会議

復職を希望する職員、家族、所属に対し、健康管理医、健康指導員、嘱託医師等が確実な職場復帰と再発防止を支援するため行う。

定期面接

復職をした職員に対し、健康管理医、健康指導員が中心となって助言指導、復職支援制度にかかる調整や相談を行う。

復職支援制度

復職をした職員の職場における業務を支援するため、ケア職員による相談や、サポート職員を置く。

復職後ケア

定期面接や復職支援制度を実施している間、所属長は復職をした職員の状況を定期的に健康管理医に報告する。

(7) 県税収入について

平成30年度の県税収入額は、平成31年4月末現在で約2,607億3,700万円となっており、最終補正後予算額2,630億9,900万円に対する達成率は99.1%となっています。

県税収入額を前年同期と比較すると、法人県民税・事業税の法人二税が約138億4,500万円、地方消費税が約52億3,500万円、軽油引取税が約5億1,400万円の増収となっています。一方、個人県民税が、配当割と株式等譲渡所得割の減少により、約2億6,500万円の減収となっていますが、県税全体としては、約193億6,500万円の増収となっています。

なお、県税収入計に、地方法人特別譲与税を含めると約228億100万円の増収となります。

平成30年度県税収入状況（平成31年4月末現在）（単位：百万円、%）

| | 県税収入 最終予算額 | 県税収入額 | 対前年 同月比 | 前年同期 との比較 | 最終予算額 との比較 | 予算 達成率 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|------------------|--------------------|--------------------|----------------|
| | A | B | | | B-A | B/A×100 |
| 県税計 (地方法人特別 譲与税を含む) | 263,099 (291,871) | 260,737 (290,449) | 108.0 (108.5) | 19,365 (22,801) | △2,362 (△1,422) | 99.1 (99.5) |
| うち、個人県民税 | 70,509 | 66,438 | 99.6 | △265 | △4,071 | 94.2 |
| うち、法人二税 | 74,353 | 75,477 | 122.5 | 13,845 | 1,124 | 101.5 |
| うち、地方消費税 | 53,496 | 55,105 | 110.5 | 5,235 | 1,609 | 103.0 |
| うち、軽油引取税 | 22,236 | 21,160 | 102.5 | 514 | △1,076 | 95.2 |
| 地方法人特別譲与税 | 28,772 | 29,712 | 113.1 | 3,436 | 940 | 103.3 |

【参考】平成29年度県税収入状況（平成30年4月末現在）（単位：百万円、%）

| | 県税収入 最終予算額 | 県税収入額 | 対前年 同月比 | 前年同期 との比較 | 最終予算額 との比較 | 予算 達成率 | 【参考】 平成30 年5月 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|------------------|------------------|---------------|------------------|---------------------|
| | A | B | | | B-A | B/A×100 | |
| 県税計 (地方法人特別 譲与税を含む) | 240,793 (267,060) | 241,372 (267,648) | 101.7 (101.9) | 4,043 (4,964) | 579 (588) | 100.2 (100.2) | 4,928 (4,928) |
| うち、個人県民税 | 70,449 | 66,704 | 104.2 | 2,713 | △3,745 | 94.7 | 3,901 |
| うち、法人二税 | 58,424 | 61,632 | 102.7 | 1,642 | 3,208 | 105.5 | △2 |
| うち、地方消費税 | 48,185 | 49,870 | 96.6 | △1,758 | 1,685 | 103.5 | 0 |
| うち、軽油引取税 | 21,392 | 20,646 | 102.5 | 495 | △746 | 96.5 | 1,010 |
| 地方法人特別譲与税 | 26,267 | 26,276 | 103.6 | 921 | 9 | 100.0 | 0 |

(8) 県税未収金対策について

1 県税の収入未済額の状況

平成 30 年度（平成 31 年 4 月末現在）の県税の収入未済額は、約 82.1 億円で、前年度同月より約 0.2 億円減少しています。今後、出納整理期間中にさらに縮減し、最終的には前年度決算額の約 32.8 億円を下回るものと見込んでいます。

収入未済額の中で、特に大きな割合を占めるのが個人県民税であり、平成 29 年度決算では約 26.5 億円と収入未済額全体の約 80.8%を占め、個人県民税の徴収対策が重要な課題となっています。

2 市町と連携した徴収対策について

(1) 個人住民税特別徴収の促進取組（平成 21 年度～）

ア 取組の主旨

平成 19 年度の税制改正による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税の収入未済額が増加しました。

地方税法では、給与所得者に係る個人住民税は原則として特別徴収の方法によって徴収することとされているにも関わらず、34%の給与所得者が普通徴収となっていることが収入未済を発生させる要因の一つとなっていました。（平成 21 年度の普通徴収と特別徴収の徴収率の差は 7.9 ポイント）

このような状況をふまえ、普通徴収となっている給与所得者について特別徴収への切り替えを促進し、徴収率の向上を図ることにより、税収の確保に取り組んでいます。

イ これまでの取組と今後の対応

平成 21 年度に「個人住民税特別徴収加入促進研究会」を設置し、県内全市町と県が連携して特別徴収の加入促進に取り組み、事業所及び関係団体への訪問による協力依頼、チラシの配付による法令の周知を図ったところ、徐々に特別徴収への切替は進みましたが、依然として給与所得者の 3 割近くが普通徴収のままでした。

こうした状況を受け、検討を重ねた結果、平成 26 年度から県内全市町が一斉に法令に基づく特別徴収義務者の指定を実施しました。

その結果、本県における平成 26 年度の給与所得者に占める特別徴収の割合は全国 2 位の 86.1%となり、取組を開始した平成 21 年度から 20.1%、前年度から 13.0%増加しました。その後さらに増加し、平成 30 年度は 89.0%となっています。

現在、研究会を引き継いだ「個人住民税に関する課題検討会」において、広報活動による県民への周知、指定の実施に伴う問題点等の検証と改善策の検討、特別徴収義務者の滞納対策等を検討し、市町と連携し取組を進めています。

給与所得者のうち徴収方法別の割合・人数

| | 特別徴収 | 普通徴収 |
|-------------------|------------------|------------------|
| 平成21年度 (取組開始) | 66.0% 約47万人 | 34.0% 約24万人 |
| 平成25年度 | 73.1% 約50万4千人 | 26.9% 約18万5千人 |
| 平成26年度 (指定の徹底) | 86.1% 約59万1千人 | 13.9% 約9万6千人 |
| 平成30年度 | 89.0% 約63万2千人 | 11.0% 約7万8千人 |

(2) 「三重地方税管理回収機構」との連携（平成16年度～）

県内市町を構成団体とする「三重地方税管理回収機構」と連携し、市町税の滞納案件の処理を実施しています。また、平成27年4月からこれまでの高額滞納事案に加え、個人住民税をはじめとする少額事案も対象とした滞納整理を新たに行っています。

3 県税における徴収対策について

(1) 県税の高額滞納案件の整理（平成16年度～）

県税の高額案件のうち困難事案を指定案件とし、県税事務所と税収確保課が連携し積極的な滞納整理を進めてきました。平成28年度からは、指定案件制度を廃止し、高額案件のすべてを対象とし、税収確保課が県税事務所の行う滞納整理へ機動的支援を行う制度に改めました。

(2) インターネット公売の実施（平成17年度～）

県税の滞納者から差し押えた不動産と動産（自動車等）をインターネット公売で売却し、換価しています。

○ 平成30年度実績：約97万円（売却金額）

【実施回数：7回、公売物件数15件、売却件数：8件】

インターネット公売を導入した平成17年度から14年間で、780物件を公売し、うち409物件を約6億1,587万円で売却しました。

(3) 滞納整理の強化

県税を納める資力があるのに納付しない滞納者に対しては、所有財産の差押や家宅等の搜索、差押車両の引き揚げなど、滞納整理の強化に取り組んでいます。

また、県税滞納の一掃を図るため、11月と12月の2か月間を「差押強化月間」として、差押処分を強力に進めました。

特に、自動車税現年度分の滞納整理を強化した結果、平成30年度の自動車税現年度徴収率は平成31年4月末現在で99.84%となり、前年度決算値（99.83%）を0.01%上回っています。

○ 平成30年度実績：差押件数：4,992件、搜索等件数：121件

4 自動車税の納税環境整備について

(1) コンビニエンスストアでの納付 (平成 19 年度～)

課税件数の多い自動車税については、「コンビニ納付」を導入し、納付機会を拡大することで、納税環境を整え、納期内納付の推進を図っています。

納期内納付された自動車税のうち、「コンビニ納付」された割合は、税額ベースで全体の 39.6%、件数ベースで全体の 38.3% (平成 30 年度実績) となっており、導入当時はともに 2 割弱だったものが、現在では 4 割近い状況となり、広く納税者に定着しています。

(2) インターネットを利用したクレジットカード納付 (平成 26 年度～)

自動車税の納付について、さらに納税者の利便を図るため、平成 26 年度からインターネットを利用したクレジットカード納付を開始しました。決済手数料 (324 円/件) が必要ですが、「三重県自動車税お支払サイト」を通じ、24 時間自宅に居ながらにして納付できるようになりました。(平成 30 年度の利用実績: 20, 524 件)

(3) MMK 設置店での納付 (平成 28 年度～)

自動車税の納付について、さらに納税者の利便を図るため、平成 28 年度から MMK 端末が設置されているスーパーやドラッグストアなどの店舗で納付できるようになりました。(平成 30 年度の利用実績: 7, 654 件)

県 税 収 入 額 等 の 推 移

◎ 調定額、収入額の推移

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 (31年4月末) |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------------|
| 調定額(億円) | 2,154 | 2,232 | 2,365 | 2,518 | 2,464 | 2,498 | 2,692 |
| (地方法人特別譲与税 を含む) | (2,382) | (2,509) | (2,698) | (2,820) | (2,717) | (2,761) | (2,989) |
| 収入額(億円) | 2,088 | 2,173 | 2,314 | 2,474 | 2,424 | 2,463 | 2,607 |
| (地方法人特別譲与税 を含む) | (2,317) | (2,449) | (2,648) | (2,776) | (2,677) | (2,726) | (2,094) |

◎ 徴収率、不納欠損額、収入未済額の推移

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 (31年4月末) |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| 徴収率(%) | 97.0 | 97.3 | 97.9 | 98.3 | 98.4 | 98.6 | 96.9 |
| 全国順位 | 16位 | 16位 | 14位 | 17位 | 23位 | 24位 | - |
| 不納欠損額(億円) | 4.8 | 4.9 | 4.7 | 3.8 | 3.2 | 2.5 | 2.4 |
| 収入未済額(億円) | 61 | 54 | 45 | 40 | 37 | 33 | 82 |
| うち個人県民税 | 51 | 46 | 38 | 33 | 29 | 27 | 65 |
| 構成比(%) | 84.3 | 83.9 | 82.7 | 82.5 | 80.3 | 80.8 | 79.6 |
| 収入未済額目標 | 64億円以内 | 60億円以内 | 54億円以内 | 45億円以内 | 39億円以内 | 36億円以内 | 32億円以内 |

※徴収率＝収入額／調定額

収入未済額＝調定額－(収入額＋不納欠損額)

(9) 税外の未収金対策について

1 概要

税外未収金の縮減に向けて、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」(平成 26 年 4 月 1 日施行)等に基づき、全庁横断的な組織の下で計画的に債権の回収・整理を行うことにより、収入未済額の縮減や未収金の発生抑制に取り組んでいます。

2 具体的な取組

(1) 三重県債権管理推進会議

債権管理の適正化を担う全庁横断的な組織として、副知事を座長とする「三重県債権管理推進会議」を設置しています。また、債権管理に伴う各所属の連絡調整を円滑に行うため、各部局等の財務主管課長等で構成する連絡調整会議を設けています。

(2) 債権処理計画の策定・公表

債権の回収・整理を総合的かつ計画的に推進するため、税外未収金の処理(回収・整理)目標を債権毎に定めた「債権処理計画(目標)」を策定するとともに、毎年度終了後に計画の達成状況を「債権処理計画(実績)」として次年度の目標と併せて公表しています。

県全体における平成 30 年度の目標処理額の合計は、約 1 億 8,300 万円(回収目標：約 1 億 4,100 万円、整理目標：約 4,200 万円)です。

(単位未満四捨五入)

平成 30 年度債権処理計画(目標)の概要

※下段()は件数

| | 平成 30 年度 処理目標 A | | | 前年比 (A/B) | (参考) 平成 29 年度 処理実績 B |
|-----------------|--------------------|--------------------|-----------------|--------------|----------------------------|
| | | 回収 | 整理 | | |
| 県全体【67 債権】 計 | 183 百万円 (8,743) | 141 百万円 (7,871) | 42 百万円 (872) | 59.8 % | 306 百万円 (8,447) |

(3) その他の取組

ア 徴収強化月間の実施(毎年度 12 月)

イ 債権管理にかかる自己検査の実施(毎年度 11 月～1 月)

3 令和元年度の取組予定

| | |
|------------|--|
| 令和元年 5 月末日 | 出納整理期間終了 |
| 6 月～8 月 | 令和元年度債権処理計画(目標)、平成 30 年度債権処理計画(実績)《暫定版》の策定 |
| 10 月 | 令和元年度債権処理計画(目標)、平成 30 年度債権処理計画(実績)の確定・公表 |
| 11 月 | 債権管理にかかる自己検査の実施(令和 2 年 1 月末まで) 民法改正による「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」改正案の提出 |
| 12 月 | 徴収強化月間の実施 |
| 令和 2 年 3 月 | 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく私債権の放棄 (→ 令和 2 年 9 月定例会月会議へ報告(決算認定議案提出時と同時に報告)) |

税外未収金の推移

(単位:円、%)

| 区分 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 一般 | 分担金及び負担金 | 10,882,141 | 11,383,450 | 13,227,495 | 12,378,210 | 11,401,924 |
| | 使用料及び手数料 | 1,746,864 | 3,088,828 | 4,160,877 | 2,864,838 | 4,615,956 |
| | 財産収入 | 189,720 | 31,499 | 12,500 | 0 | 0 |
| | 諸収入 | 2,923,741,031 | 2,945,112,154 | 3,169,857,618 | 4,476,491,177 | 5,012,510,832 |
| | 一般会計小計(県税除) | 2,936,559,756 | 2,959,615,931 | 3,187,258,490 | 4,491,734,225 | 5,028,528,712 |
| 特別 | 母子及び寡婦福祉資金貸付事業 | 414,859,176 | 395,022,526 | 388,526,646 | 384,979,233 | 380,664,898 |
| | あすなろ学園事業 | 4,155,506 | 3,768,553 | 3,245,685 | 2,937,719 | 2,471,471 |
| | 子ども心身発達医療センター事業 | | | | | 238,591 |
| | 就農施設等資金貸付事業 | 41,478,215 | 37,613,417 | 29,735,923 | 30,362,137 | 41,955,569 |
| | 地方卸売市場事業 | 5,757,740 | 5,677,248 | 5,592,248 | 5,451,479 | 5,328,362 |
| | 林業改善資金貸付事業 | 21,318,718 | 21,608,718 | 22,003,661 | 21,213,607 | 15,224,073 |
| | 沿岸漁業改善資金貸付事業 | 28,593,157 | 27,682,306 | 26,521,720 | 25,707,668 | 26,622,727 |
| | 中小企業者等支援資金貸付事業 | 3,500,108,840 | 3,468,850,833 | 3,407,197,510 | 3,356,350,445 | 3,175,822,694 |
| | 港湾整備事業 | | | | 38,700 | |
| | 特別会計小計 | 4,016,271,352 | 3,960,223,601 | 3,882,823,393 | 3,827,040,988 | 3,648,328,385 |
| 企業 | 水道事業 | | 21,176 | | | |
| | 工業用水道事業 | 980,122 | 1,175,760 | 1,181,754 | 1,187,747 | 1,523,572 |
| | 病院事業 | 38,790,435 | 37,723,620 | 80,683,028 | 76,829,798 | 76,171,593 |
| | 企業会計小計 | 39,770,557 | 38,920,556 | 81,864,782 | 78,017,545 | 77,695,165 |
| 総合計(県税除) | | 6,992,601,665 | 6,958,760,088 | 7,151,946,665 | 8,396,792,758 | 8,754,552,262 |
| 対前年増減 | | 4.2 | △ 0.5 | 2.8 | 17.4 | 4.3 |

(参考) 県全体の未収金総額

(単位:円、%)

| | | | | | |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 一般会計、特別会計、企業会計総合計 | 12,456,986,752 | 11,528,691,642 | 11,172,767,663 | 12,079,824,113 | 12,056,185,345 |
| 税外未収金の割合 | 56.1 | 60.4 | 64.0 | 69.5 | 72.6 |

(10) 県有財産の利活用・保全について

1 現状

平成 26 年度に、国からの要請に基づき、長期的な視点に立って県が所有・管理する公共施設等の適切な質と量を確保していくため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定しました。

これをふまえて平成 27 年度には、県有財産の保有と利活用の状況が最適なものとなるよう「第二次みえ県有財産利活用方針（平成 28 年度から令和元年度）」を策定するとともに、予防保全的な維持管理や計画的な修繕等を効果的に実施し施設の長寿命化を推進するため、総務部関係の庁舎等を対象とした「本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画（平成 28 年度から概ね 20 年間）」を策定したところです。

2 県有財産の利活用

(1) 平成 30 年度の実績

平成 30 年度の未利用県有財産の売却実績額は、5 件 約 3 億 6 千万円となりました。

表 1 未利用県有財産売却実績

| 項目 | 件数 | 売却額 | 目標額 | 達成率 |
|---|-------|---------------|---------------|--------|
| みえ県有財産利活用方針（24～27 年度） | 30 | 664,290,659 円 | 約 5 億円 | 133% |
| 第二次みえ県有財産 利活用方針 (平成 28 ～令和元年度) | 28 年度 | 324,804,774 円 | 約 1.22 億円 | 266% |
| | 29 年度 | 44,400,000 円 | 約 1.7 億円 | 26% |
| | 30 年度 | 360,802,053 円 | 約 2.2 億円 | 164% |
| | 計 | 9 | 730,006,827 円 | 約 5 億円 |

県有財産の利活用として、本庁舎及び栄町庁舎において自動販売機設置場所の貸付を行っており、平成 30 年度の収入は 477 万 7,740 円となりました。さらに、本庁及び地域庁舎の公用車や県民ホール等の有料広告事業を実施し、平成 30 年度収入は 141 万 125 円となっています。

また、広告代理店を活用した有料広告事業として、新たに県民ホールに広告付き案内地図を設置し 129 万 6,000 円の収入増につながりました。

(2) 令和元年度の取組

「第二次みえ県有財産利活用方針」に基づき、財産の自己点検を通して現状や課題を的確に把握し、効果的な利活用につなげるほか、今後、活用する見込みのない未利用財産については一般競争入札やインターネットオークション、買受申込の先着順による売却等の手段を活用しながら売却に努めます。

3 施設保全の取組

(1) 平成30年度の実績

「本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画」に基づき、本庁及び地域庁舎において庁舎管理者により、自主点検を行い、予防保全の観点から修繕を実施し、不具合や修繕の履歴を蓄積して、以降の建物の保全に活かす「メンテナンスサイクル」を実施しました。

(2) 令和元年度の取組

「本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画」に基づき、予防保全の観点から「メンテナンスサイクル」を実施するとともに、「長期保全計画表」を利用・更新しながらメンテナンスサイクルの向上に取り組むことで、公共施設等の「安全・安心の確保」や「長寿命化」に取り組めます。